



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 9 月 17 日 (火 曜 日) 第 544 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1
- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 1
- 保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 1
- 保安林の指定…………… (") 2
- 保安林の指定予定の通知…………… (") 2

頁

○歳入の収納の事務の委託…………… (教育庁) 2
公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (") 4

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

告 示

宮崎県告示第 496号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション ひだまり	都城市志比田町4535番1

2 届出事項

所 在 地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市志比田町4539番地1	都城市志比田町4535番1	令和6年6月1日

宮崎県告示第 497号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
潤和会記念病院	宮崎市大字小松1119番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年9月20日から令和9年9月19日まで

宮崎県告示第 498号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ウバガ谷2928-2、2953-3、2995、2998-1、3000-1、字折立3131、3137、3138

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 499号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字丸尾45

75、字下ノ内4768-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 500号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字下り谷5081-1、5087-1、宇字野平5091-1、字上水流5142、5219、5222-1、5223、5231-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 501号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下福良 375-4、375-87、375-115、375-170

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 502号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字北俣字竹野前畑5322から5324まで、5329、5343、5350、5350-1、5351から5353まで、字竹野前坂5406-7から5406-13まで、5408、5437-1、5438、5438-1、5441、5441-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 503号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
宮崎県育英 資金返還金 の収納事務	地銀ネットワークサービ ス株式会社 株式会社しんきん情報サ ービス 株式会社セイコマート 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン ピリングシステム株式会 社	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡市昭和町複合店舗
延岡市昭和町2丁目2286番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ケイ・エル・アイ 代表取締役 小島公孝
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号ダヴィンチ博多シティ3階
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正
山口県山口市佐山 10717番地1
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治
山口県山口市佐山 10717番地1
株式会社ジズ 代表取締役 田中仁
東京都千代田区富士見2丁目10番2号飯田橋グラン・ブルーム30階
(変更後) 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正
山口県山口市佐山 10717番地1
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治
山口県山口市佐山 10717番地1
株式会社ジズ 代表取締役 田中亮
群馬県前橋市川原町2丁目26番4
- 4 変更の年月日
令和5年12月6日
- 5 変更する理由
小売業者の住所及び代表者変更のため
- 6 届出年月日
令和6年8月1日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年9月17日から令和7年1月17日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間

令和6年9月17日から令和7年1月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理 事	提 石 正 男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	蘭 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	日 高 信 夫	宮崎市大字富吉4588番地
理 事	中 原 俊 美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理 事	竹 田 幸 治	宮崎市高岡町飯田1672番地 1
理 事	坂 元 優 造	宮崎市高岡町花見5501番地
理 事	増 田 均	宮崎市高岡町花見4580番地 6
理 事	中 村 勇 二 郎	宮崎市高岡町小山田2188番地
理 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179
理 事	黒 岩 信 明	宮崎市高岡町浦之名 410番地 2
理 事	佐 竹 純 子	宮崎市高岡町花見5449番地
監 事	秋 丸 博 美	宮崎市高岡町高浜 737番地
監 事	有 元 敏 男	宮崎市高岡町花見5516番地 1
監 事	下 中 國 隆 司	宮崎市高岡町花見 686番地 1

（任期：令和8年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	提 石 正 男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	蘭 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	日 高 信 夫	宮崎市大字富吉4588番地
理 事	中 原 俊 美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理 事	門 前 保次郎	宮崎市高岡町小山田2652番地 1
理 事	竹 田 幸 治	宮崎市高岡町飯田1672番地 1
理 事	坂 元 優 造	宮崎市高岡町花見5501番地
理 事	増 田 均	宮崎市高岡町花見4580番地 6
理 事	山 崎 悦 男	宮崎市高岡町五町1987番地 7
監 事	秋 丸 博 美	宮崎市高岡町高浜 737番地
監 事	有 元 敏 男	宮崎市高岡町花見5516番地 1
監 事	恒 吉 強	宮崎市高岡町花見1380番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1

項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年9月1日現在次のとおりである。

令和6年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,578人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,862人

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年9月1日現在次のとおりである。

令和6年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	109,610人
都城市選挙区	44,328人
延岡市選挙区	32,390人
日南市選挙区	13,793人
小林市・西諸県郡選挙区	14,305人
日向市選挙区	16,234人
串間市選挙区	4,650人
西都市・西米良村選挙区	8,300人
えびの市選挙区	4,932人
北諸県郡選挙区	6,777人
東諸県郡選挙区	7,106人
児湯郡選挙区	18,212人
東臼杵郡選挙区	7,250人
西臼杵郡選挙区	5,084人